大阪府立金岡高等学校アスベスト飛散事故に関する協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　大阪府立金岡高等学校（以下「金岡高等学校」という。）において、耐震大規模改修工事に伴って発生したアスベスト飛散事故に関する問題について協議するため、金岡高等学校アスベスト飛散事故に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、アスベスト飛散の原因となった工事・作業の内容、アスベストの飛散状況及び健康への影響並びに大阪府教育委員会の今後の対応及び再発防止策等について協議を行う。

（構成）

第３条　協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（専門的意見の聴取）

第４条　協議にあたっては、公衆衛生、建築工学、アスベストの飛散・計測、医療等の分野に関して十分な知識又は経験を有する者（以下「専門家」という。）に協議会への参加を求め、意見を聴くものとする。

（謝礼）

第５条　専門家の謝礼の額は、日額８，０００円とする。

２　前項の謝礼は、出席日数に応じて、その都度支給する。

（費用弁償）

第６条　専門家の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和４０年大阪府条例第３７号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（会議の公開）

第７条　会議は、原則として公開する。公開の方法等については、「会議の公開に関する指針」に準ずるものとする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、大阪府教育庁施設財務課及び金岡高等学校において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成２５年６月２６日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者、周辺住民 | 金岡高等学校保護者の代表者金岡高等学校周辺住民の代表者 |
| 大阪府教育庁 | 施設財務課長施設財務課技術管理補佐施設財務課施設管理補佐 |
| 金岡高等学校 | 校長教頭事務長 |